

第 36 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和 4 年 11 月 10 日
場 所 シビックコア 研修室 2

委員の出欠状況

1 番	小川 太一	出	2 番	森田 久生	出	3 番	伊藤 和雄	出
4 番	田中 敏夫	出	5 番	渡邊 勉	出	6 番	加藤 寛	出
7 番	横井 啓行	出	8 番	藤田 則幸	出	9 番	松葉 里美	出
10 番	伊藤 幸子	欠	11 番	藤田 一房	出	12 番	石原 昭彦	出
13 番	二宮 義隆	出	14 番	山田 陽一	出	15 番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 9 時 50 分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>ただいまから第 36 回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしく願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。第 36 回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第 5 条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、第 36 回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第 1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。</p> <p>日程第 1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第 6 条第 2 項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、4 番議席田中敏夫委員と、6 番議席加藤寛委員のお二人を指名させていただきます。よろしく願いします。</p>
<p>(日程第 2) 議長 (日程第 3) (日程第 4)</p>	<p>それでは、報告第 79 号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第 80 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用届許可申請承認について」、報告第 81 号「農地法第 5 条の規定による農地等の転用届許可申請承認について」を一括して報告させていただきます。</p>

<p style="text-align: center;">事務局</p>	<p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>日程第2 報告第79号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和4年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の法人2団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>続きまして、日程第3 報告第80号 農地法第4条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので報告する。令和4年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>日程第4 報告第81号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので報告する。令和4年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>こちらを、一括にて報告いたします。</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」に</p>
--	--

	<p>より会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は4条が1件2筆219㎡で、5条が1件1筆215㎡です。</p> <p>受理した届出書については議案書に記載の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 これらの報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p> <p>議長 続きまして、議案第216号「農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」及び議案第217号「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第5 議案第216号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和4年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可が必要ですが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお図りをします。</p> <p>今回の案件は、中間管理事業分が6件、10筆、総面積21,807㎡となっています。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第217号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）</p>
--	---

	<p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和4年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地売買等事業にて所有権移転を行います。</p> <p><3番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の農用地の田です。譲受人である北勢町南中津原の [REDACTED] が、議案書に記載の1筆、1,284㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>これらの利用集積計画につきまして質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特にないようですので、採決に入ります。</p> <p>まず、議案第216号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」について採決いたします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続きまして、議案第217号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」について採決いたします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>(日程第7) 議長 続きまして、議案第218号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第7 議案第218号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)</p>
--	--

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和4年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長
伊藤 和雄

今回の3条所有権移転の申請は、5件、6筆、面積2,796㎡です。

<36番案件>の申請地は、大安町丹生川久下地内の畑です。

譲受人である大安町丹生川久下の■■■■が、千葉県千葉市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、197㎡を売買により譲り受ける申請です。

<37番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の畑です。

譲受人である愛知県みよし市の■■■■が員弁町北金井の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、89㎡を売買により譲り受ける申請です。

この案件については、国道421号線バイパス事業の土地収用事業における残地整理であり、下限面積特例に当たる隣接地との一体利用でなければ困難とみられる農地に該当すると判断されます。

<38番案件>の申請地は、藤原町古田地内の畑です。

譲受人である藤原町古田の■■■■が藤原町下野尻の■■■■が所有する議案書に記載の2筆400㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<39番案件>については、令和4年10月27日に取下げ願が提出されましたので、説明を省略します。

<40番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。

譲受人である名古屋市の■■■■が名古屋市の■■■■、■■■■が所有する議案書に記載の1筆1,952㎡を売買により譲り受ける申請です。

<41番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。

譲受人である員弁町北金井の■■■■が北勢町麻生田の■■■■が所有する議案書に記載の1筆198㎡を売買により譲り受ける申請です。

以上5件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。
何か質問はありますか。

<p>(日程第8) (日程第9)</p>	<p>議長</p>	<p>特に無いようですので、当議案を採決いたします。</p> <p>議案第218号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>続きまして、議案第219号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」及び議案第220号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p>	<p>日程第8 議案第219号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和4年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、7件、27筆で14,266.20㎡です。</p> <p><42番案件>は、員弁町松之木地内の畑です。</p> <p>農地区分は、太田医院及びわたなべ整形外科が500m以内にあるため3種農地です。現況は畑です。</p> <p>転用計画としては、東員町の■■■■が、員弁町松之木の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、319㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は盛土工事を行い、周囲はコンクリートブロックを施工し土砂及び雨水の流入を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。</p> <p><43番案件>と<44番案件>は関連しますので合わせてご説明いたします。</p> <p>大安町石樽東地内の登記地目山林ですが、現況が畑です。農地区分は、2種農地です。</p>

転用計画としては、譲受人の大安町梅戸の[]、[]が、愛知県春日井市の[]が43番案件については議案書に記載の2筆、487.20㎡を、一般個人住宅用地として転用したい旨の計画です。

44番案件について、議案書に記載の2筆206㎡を譲受人が経営する会社の資材置場として転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土工事を行い、周囲はコンクリートブロックを施工し土砂及び雨水の流入を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。宅地部分の雨水排水は既設の道路側溝へ放流し、資材置場については自然浸透にて処理します。

<45番案件>は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は2種農地で、現況は畑です。

転用計画としては、四日市に住所を有する[]が、大安町石樽東の[]が所有する議案書に記載の2筆、5,470㎡を、20棟の建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は開発許可申請に合わせて盛土工事を行い、周囲をコンクリートブロックで施工し土砂及び雨水の流入を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。宅地部分の雨水排水は開発道路側溝へ放流し、両ヶ池が放流先となっています。

なお、この案件は3,000㎡を超えた転用ですので、三重県農業会議常設審議委員会への審議案件となり、さる11月2日に審議委員会現地調査があった旨報告します。

<46番案件>は、員弁町北金井地内の畑です。農地区分は2種農地で、現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である員弁町大泉新田の[]が、員弁町北金井の[]が所有する議案書に記載の1筆、224㎡を、一般個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、盛土を行い、周囲にコンクリートブロック擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<47番案件>は、員弁町畑新田及び大泉新田地内の畑です。農地区分は、わたなべ整形外科及び小笠原内科が500m以内にあるため3種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である鈴鹿市に住所を有する[]

が、員弁町大泉新田の が所有する議案書に記載の 18 筆、6,972 m²と、宅地等合わせて全体面積 8,245 m²を建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は開発許可申請に合わせて盛土を行い、周囲にコンクリートブロック擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は開発道路に側溝を設置し、既設の道路側溝へ放流します。

<48 番案件>は、北勢町中山地内の畑です。

一部すでに宅地の進入路となっておりますので、始末書が提出されております。

農地区分は、伊勢治田駅及び桑原医院が 500m 以内にあるため 3 種農地です。

転用計画としては、譲受人である大安町石樽東の が、北勢町中山の が所有する議案書に記載の 1 筆、588 m²を一般個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみ行い、周囲に既設の擁壁があり、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の排水路及び道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第 9 議案第 220 号

農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 4 年 11 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1 件、1 筆で 232 m²です。

<14 番案件>藤原町上相場地内の畑です。農地区分は 2 種農地で、現況は畑です。

転用計画としては、使用借人である藤原町上相場の が、藤原町上相場の が所有する議案書に記載の 1 筆、232 m²を、一般個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、整地し、周囲にコンクリートブロック擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は自然浸透で処理します。

以上、5 条所有権移転 7 件、使用貸借 1 件につきまして、委員の

	<p>確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、11月2日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
<p>現地調査委員</p>	<p>議案第219号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」7件及び議案第220号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第219号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第220号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
<p>(日程第10)</p> <p>議長</p>	<p>続きまして、議案第221号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第10 議案第221号</p>

非農地証明願承認について（委員会処分）

次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和4年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は6件、9筆、4,415㎡です。

<32番案件>の申請地は、北勢町西貝野地内の台帳地目、畑の1筆です。

願出者は鈴鹿市の■■■■で、50年以上前から宅地に転用し、現在に至っております。

<33番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の台帳地目、田です。

願出者は桑名市の■■■■で、昭和48年から宅地及び駐車場に転用し、現在に至っております。

<34番案件>の申請地は、大安町平塚地内の台帳地目、畑です。

願出者は川越町の■■■■で、昭和57年から宅地として利用し、現在に至っております。

<35番案件>の申請地は、北勢町川原地内の台帳地目、田です。

願出者は北勢町川原の■■■■で、50年以上前から宅地に転用し、現在に至っております。

<36番案件>の申請地は、大安町鍋坂地内の台帳地目、田です。

願出者は大安町鍋坂の■■■■で、平成10年頃から山林化して、現在に至っております。

<37番案件>の申請地は、大安町鍋坂地内の台帳地目、畑です。

願出者は桑名市の■■■■で、昭和27年頃から宅地に転用し、現在に至っております。

以上6件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は終わりました。

非農地証明につきましては、無断転用後20年以上経過した土地についての証明です。

何か質問はありますか。

特に無いようですので、議案第221号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。

全委員挙手であります。

<p>5 その他 議長</p> <p>事務局</p>	<p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については、以上です。その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p> <p>(事務連絡)</p>
<p>6 閉会の宣言 議長</p> <p>【午前9時50分閉会】</p>	<p>次回の現地調査は、11月25日(金)午前9時から1番小川太一委員と15番藤田義昭委員にお願いいたします。両委員は出席をお願いします。</p> <p>次回の委員会は、11月28日(月)になりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>これをもちまして第36回農業委員会を終了します。</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者
